

第7回高知県談合防止対策検討委員会 会議要旨

平成24年11月27日（火）14:00～16:00

高知共済会館 3階 「藤」

1 出席者

(1) 委員会

稲田委員、大年委員、坂本委員、下元委員、甫喜本委員、村瀬委員、山本委員、渡邊委員

(2) 事務局

奥谷土木部長、味元土木部副部長、栗本土木技術監、田所建設管理課長 ほか

2 議題

(1) 事務局報告事項（配付資料説明に関する質疑）

資料1（談合を認定された事業者からの聞き取り結果）について

（委員）談合が認定された工事は52件だが、その他の工事でも談合というものが試みられていたのか。談合に参加した時の思いの「業界の共存共栄のため。」の業界というのは、どういう範囲を指しているのか。

（事務局）まず1点目だが、特に確認はできていない。結果として調整が整わなかった場合は自由競争であったということだったので、そこらを公正取引委員会がどう捉えているのか分からない。2点目については、確認をしていないが、受け止めとしては、自社のためだけではなく業界全体というイメージである。

資料2について

（委員）（国の「当面の再発防止策について」にある）「技術提案書における業者名のマスキングの徹底」というのはどういう意味か。

（事務局）本県では、技術提案、施工計画として企業から工事を施工するうえでの工夫を提案書でいただいている。本県の場合は、業者名は出さずに、A者、B者、C者という表現で、どこの業者の提案なのか分からないようにしている。

(2) 談合防止対策について

「1 談合が行われにくい入札制度の見直し

(1) 競争性の確保

① 一般競争入札の範囲の拡大 」について

- (委員) 工事の規模が小さくなれば、設計金額は高い精度で算出することが出来る。結果、この種の工事を価格競争のみでの入札とすると、想像出来るのは叩き合い。これがどうして談合の防止になっていくのか。
- (事務局) これまで5,000万円以上が原則一般競争ということでやっているが、もう少しその金額を引き下げて、一般競争を原則とする部分を拡大してはどうかというところである。一般競争ということになれば、取りたい事業者が参加してくるため、競争性が発揮される。受注希望業者が適正な競争をすることが可能な一般競争を一定拡大していくという方向はどうか、ということで示している。
- (委員) 入札というのはベストな業者をどう選ぶかということだと理解しているが、価格だけでやれば、事務的には非常に楽になると思うが、それでベストな業者が選べるシステムができるかという一抹の不安を持っている。
- (委員) 入札制度の流れとしては、一般競争入札の拡大という動きは以前からあり、この流れは尊重すべきと考える。施工能力が認められる者に対して門戸を広げていくことは、公共工事の受注方法としては必要。
この対策のみでは無理があるかもしれないが、他の手法と上手に組み合わせれば、可能な制度と思われる。
また、一般競争入札の範囲の拡大に係る事務処理は非常に大変で、それだけの能力が発注者側にあるのかという疑問はあるが、発注者がやりたいということであれば、推進するべきではないかと思う。
- (委員) (一般競争の拡大に賛成で、) 資料の一般競争入札の平均入札参加者数から見ると、受注意欲と実態という中では、参加者数がある程度絞られている現状もあるのではないかと。
過渡的に異常な状況が生まれるかもしれないが、他の入札参加資格要件を組み合わせることや、最低制限価格制度、低入札価格調査制度も組み合わせることによって、カバーできるのではないかと。
業者側が心配している業界の共存及び社員の生活の確保、また、労働者の賃金の確保について、どのように調整していくかが、県にとっての課題であると思われる。
- (委員) 「競争性の確保」について、競争性が本当に担保されているのか、そもそも競争性とは何なのかということを確認していくことが必要ではないか。価格競争入札を行い、結果くじ引きで業者選定を行う最低制限価格や調査基準価格を推定しての入札は「競争」ではないと思う。何についての「競争」なのかということ、もう一度明確にしていかなければならない。
低入札の発生、最低制限価格を推定するという状況は、非常にいろんな意味で問題であると思う。
- (事務局) 事務局としては、適正な競争をして、適正な利潤を得るといった、適正な競争というものの実現に向けて頑張っていきたいと思う。
業者の方々からは、調査基準価格のラインでは利益が出ないという話も聞いているため、そうしたことも踏まえて、今後検討をしていく必要があると思っている。
ただ、一般競争という方向は、あるべき方向だとも思っている。

(委員) 指名競争入札に比べ一般競争入札は行政側の優位性が薄れてくる。
行政側の優位性を放棄してでも一般競争の範囲を広げることは、実質的に競争性を高めていくことになるという見方ができると思う。

「1(1)② 一般競争入札の地域要件の拡大」について

(委員) 一般競争入札の地域要件について、現在は事務所単位に細分化されているようであるが、これほど地域に密着していると、かえって、阿吽の呼吸のような感じで談合が起こりやすいのではないかと危惧する。

現在の事務所単位よりは、土木事務所単位の6ブロックの方が良いではないかと思う。

(委員) 地域要件の拡大については、6ブロックくらいであればこれはやむを得ないと思う。

地域の業者がその地域で仕事出来なくなるのは、様々な面で不便となることから、地域要件は必要であるが、業者数が非常に少ない地域もある今の基準よりは、県下を土木事務所6ブロックに分けるということは、それぞれ谷筋に沿って土木事務所が配置されていることから、合理的な拡大範囲と思われる。

(委員) 競争性の確保という点ではこの方向というのは合っている。

建設業だけは地域に分割して、それは一応防災的な機能を担っているため、競争性を促進すると同時に地域要件というのはどうしても必要と判断する。

ただ、地域要件の拡大は、確実に競争性を拡大することになるため、どのような変化が起こるのかイメージが湧かないため、危惧しているところである。

(委員) 地域に加点するのはどうか。

小さい工事には特に地元の業者は参加意欲があると思われる。

総合評価方式でない一般競争入札においても、こういった地元業者が落札しやすくなる方策として加点する方法を考えてはどうか。

(委員) 地域要件の拡大について、今回実施した詳細な聞き取り調査の結果に基づいて、ある程度の仮定を立て、こういう入札制度を導入したら業界の状況や各企業の経営状況がどのように変化するかという、シミュレーションを行う必要を感じる。

全ての状況を取り入れることは不可能だが、大まかな特徴をつかむために、可能であれば、シミュレーションを行い、これまでの経験に基づく知見と重ね合わせていく作業が有益ではないかを感じる。

(委員) 地域要件の拡大の対象となるのはB等級以下の業者だが、聞き取り調査をしたのは、今回談合を認定された業者であり、これらは殆どA等級の業者である。このため、A等級の聞き取りの調査だけに基づいてB等級以下の仕事の配分を検討することは早計ではないか。

(委員) 様々な入札制度を導入することにより、入札参加者の入札方法も変化するが、そうした際に、必要以上に、入札参加者を追い込まない制度とすることが大事

である。

「一般競争入札の範囲の拡大」及び「一般競争入札の地域要件の拡大」については、今回の聞き取り調査結果や分析結果が十分でない。資料の「県内建設業の営業利益率の推移」では、小規模な事業者の利益率はマイナスとなっている割合が高いことから、現在検討している制度の導入により小規模な事業者の利益率がどのように変化するか、ある程度把握したうえで、競争の範囲というものを定めていくことが大切ではないか。

- 「1(1)③ 指名競争入札の指名事業者数の拡大
④ 入札参加資格の拡大
⑤ 予定価格の事後公表の拡大」について

(委員) これらの対策についても、競争性を高めていくという方向でいくのであれば賛成である。

- 「1(2)総合評価方式において事業者が自己評価できない項目の配点の拡大
① 施工計画型の評価点の配分の拡大
② 施工計画型を採用する工事の拡大」について

(委員) 本当に意味のある施工計画評価というものをどのように実現するかというところが、全力で取り組まないといけないところだと思う。

施工計画の評価点の配分を拡大したからといって、談合が防止できるとは限らないと思う。

大事な点は、いい仕組みを作っていくためには、受注者、発注者がお互いに「この企業だったら安心して任せられる。」ということが実現できるような入札制度だと思う。

(事務局) 「施工計画型の評価点の配分の拡大」の対策を講じた場合、金額差は大きくなり、入札結果は明らかに不自然となる。

施工計画については、いい提案をしたところが優遇される、企業が固定をされることが防げるという意味で、総合評価本来の持つ部分も発揮できるのではないか。

(委員) 「総合評価方式において事業者が自己評価できない項目の配点の拡大」は、事業者側にも負担が掛かる制度だが、発注者側にも負担が掛かる制度。

それでも発注者側が、努力してこれを高めていくということであれば、談合は一つの対策で防ぐ妙手は見当たらないと思われるため、様々な工夫を凝らして総合的に可能性を減らしていくという観点からすると、この対策には賛成する。

(委員) 工期より早く終われば、それに対して、プラスの評価をしてもよいのではないか。

(事務局) 完成期日より先に工事が完成した場合の評価については、工事が完成した段階

で、工事それぞれについて評定を付けており、その中で工期よりも早くできたものについては評価をしている。

「1(3)総合評価方式における企業の評価点等の公表事項の制限

① 総合評価方式の企業評価、技術者評価の項目ごとの評価点の公開の制限

について

(委員) 配点そのものの変更もありうるということか。

(事務局) 配点についても、事情聴取において意見等も聞いている。もう少し細分化してはどうかという意見や、施工計画のところの配点のあり方に関する意見もあったことから、全体を再検討する必要はあると考えている。

(委員) 評価結果の合計点だけ公表しても、これまで評価項目、配点及び点数を公表してきていることから、配点のところを工事ごとに変えるようなものとセットにして考えると意味が出てくるのではないか。

ただ、合計点だけを公表しても、評価項目及びそれぞれの配点が分かっているならば、必然的にそれぞれの評価点が分かっしまい、あまり意味がないのではないか。

(事務局) (配点を工事毎に変えることについては、) 発注者側の公平性というものを、どこまできちっと示せるかにも掛かってくる課題であり、なかなか難しいと思っている。

(委員) 行政のやることは、どうしても公平性というものが求められる。

公平性のために、一定の基準を設けて、それに当たるか当たらぬかという判断をせざるをえない部分がある。

総合点を公表すれば、按分等によりだいたいは分かっってしまう気がする。しかし、隠した場合は、問題が生じたときの説明が非常に困難となる。

どこまで公表するかについては、兼ね合いの問題であると考えている。

「2 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

(1) 積算内訳の事前提出について

① 工事費内訳書の添付の義務化 」について

(委員) 入札を行うのだから、その金額がどうして出てきたかということを提出させてもよいのではないか。それほど負担になると思えない。本当に見積りしているのであれば、当然出てくるもの。そのために入札手続が煩雑になるということがあるかもしれないが、いろんな要件を加味されるということが適正な見積りになっていくと思う。

(委員) 今まで義務付けていないため、それを内訳1枚かもしれないが、それを新たに義務付けることの効果は極めて大きいと思う。

(委員) 真面目に仕事をしようと思えば、工事費内訳書の作成は必要と思われる。

- (委員) 工種ごとの下には積み上げがあるはずである。そこまで提出させる予定はないのか。
- (事務局) 電子入札システムで入札を行っており、そのシステムに対応できる一定のレベルで留める必要があると考える。
- (委員) 真面目に入札に参加したいならば、詳細に見積もるべき。
少なくとも、内訳書の下を出さないと談合防止とは言えないと思う。談合防止で工事費の見積りを提出させるのであれば、その下の詳細な内訳まで提出させるべきである。
- (事務局) どのレベルまで内訳書というものを出していただくかというのは議論のあるところだと思う。今回、事務局叩き台のレベルでいいのか、あるいは、もう少し詳しいものがあるのか、どの程度かは物理的にできるかどうかも含めて、検討を行いたいと思う。